

公募研究 A01 (課題番号: 06208201)

## 琉球使節と沿道諸国の経済的・文化的関係の研究

研究代表者: 藤田 覚・東京大学人文社会系研究科・教授

1. 研究項目: A01 琉球・沖縄の政治と社会

2. 研究課題名: 琉球使節と沿道諸国の経済的・文化的関係の研究 (課題番号: 06208201)

3. 研究期間: 平成6年度 (1994)

4. 交付研究費: 平成6年度 1,300千円

5. 研究組織 (氏名: 所属機関・部局・職)

(研究代表者) 藤田 覚 : 東京大学・大学院人文社会系研究科・教授

(研究分担者) 佐藤 孝之 : 東京大学・史料編纂所・助手

6. 研究目的

琉球使節の江戸参府の問題を考えると、使節が通行する沿道の領主・民衆との関係がひとつのテーマとなる。最近、朝鮮通信使に関しては、とくに民衆との関係が取り上げられるようになり、たとえば「わか町にやってきた朝鮮通信使」というレベルの研究や、通信使一行の通行を描いた行列図や刷り物などの研究も生まれている。だが、それに比べると琉球使節については、はるかに立ち遅れている。琉球使節に関しても、同様のレベルまで掘り下げた研究の蓄積が求められている段階である。

とくに、琉球使節が陸上を通行する近江、美濃、三河、遠江、駿河、伊豆、相模、武蔵の諸国の領主と民衆にとっては、琉球使節は、見慣れぬ「異国」人の行列という好奇心の対象であると同時に、国役という経済的負担を負わされる対象でもあった。この地域の人々に、琉球使節の通行はどのような目で見られ、どのようなものとして写っていたのかが、領主側史料と庶民側史料のなかの記録を通して、具体的に明らかにされなければならない。

そこで、地域的には上記の諸国を対象に取り上げ、まず、当該地域の大名・代官所などの領主側史料と庶民側史料のなかに残された、琉球使節関係の史料や絵画、書物などの所在を調査し、確認する作業を行う。そしてとくに、幕府 大名・代官 民衆というラインで琉球国役は課されたが、その琉球国役の具体的な負担の仕組みとその負担の量、およびその変遷などを重点的に解明することをめざす。

たんに好奇心の対象だけではなく、現実に経済的負担を負わされる対象でもあった、沿道の領主・

民衆と琉球使節との具体的な関係を明らかにすることは、江戸時代のわが国と「異国」琉球との関係の研究に深みを与え、研究の発展に寄与できる。

## 7. 研究経過

研究代表者と分担者で、琉球使節関係の史料、絵画、書物を所蔵している可能性のある史料所蔵機関を訪れて調査して、史料の所在確認と史料目録を作成し、必要史料をマイクロフィルムにより撮影して収集するという計画をたて、それに従って史料調査を行った。史料調査の地域的な範囲は、琉球使節の一行が陸上を通行し、かつ琉球使節国役が賦課される、近江・美濃・三河・遠江・駿河・伊豆・相模・武蔵に設定し、その範囲で大名・代官所史料を所蔵する下記の機関におもむいて所蔵史料を調査した。具体的には、名古屋市名古屋大学付属図書館所蔵の交代寄合高木家史料、愛知県豊橋市豊橋市立美術館寄託大河内家（三河吉田藩）史料、滋賀県大津市県立図書館所蔵膳所藩史料、愛知県田原町田原博物館所蔵田原藩史料、愛知県新居町新居関所史料館、などにおもむいて調査した。

## 8. 研究成果の概要

まず地方史誌類などにおいて琉球使節をどのように扱っているのかを検討したが、その本文編では、朝鮮通信使についてはかなりのページを割いてふれているが、琉球使節についてはほとんどふれていないこと、また、史料編でも朝鮮通信使関係の史料が多く、琉球使節については国役金の負担免除・軽減に関する願書がごく少数収録されている程度で、ほとんど関心が払われていないという現状が明らかとなった。大名家などに伝存した史料では、江戸城内で行われた謁見や音楽に関する記録が多く、朝鮮通信使に関してはかなり詳細な一件記録を作成しているのと対照的である。そこで、琉球使節が陸上を通行し、国役賦課の対象となった東海地域の8か国の現地に残された史料について調査したが、この地域の特徴でもある大量の藩政史料を残した大名に乏しく、まとまった形の一件記録などは残されていないことが明らかとなった。

しかし、草津宿・池鯉鮒宿・赤坂宿など東海道筋の宿場、及び宿場を領内ないし近辺にもつ大名、たとえば近江膳所藩、三河田原藩などの藩政記録には使節通行の記事が散見される。琉球使節国役に関しては、その賦課割合などについては田原藩日記などにもみられるが、幕府からの国役金賦課の指示から勘定奉行所への納入までの一連の処理に関して詳細な史料を残したのが、美濃の交代寄合高木家である。同家の史料は、享保以降幕末期までの琉球使節国役金関係の史料を膨大に含み、勘定奉行所からの指示、領民への賦課、領民からの徴収、そして勘定奉行所への納入に至るまでの過程が明確になる貴重な史料群である。それによると、琉球使節の通行に必要な人馬などは業者の請負方式がとられ、その請負金総額が国役金として賦課されること、そして、老中の指示を受けた勘定奉行所が高木家に賦課割合・納入総額・納入期限・納入場所を通達し、高木家は近江または美濃の幕府代官と具体的な交渉を行い、領内に賦課して徴収した国役金を代官に納入し、その受領証を江戸の勘定奉行所に送り、領収証の交付を受けて完了という納入システムであったことが判明した。この方式は、実は朝鮮通信使の場合とほぼ同じであり、大名・旗本が幕府に金銭を納入するパターンとして一般化できるものであることも明らかとなった。